

大谷學報

第七十六卷 第一号

平成八年六月二十日発行

『今昔物語集』における

往生人の種々相……………石橋 義秀 (1)

日常生活における

サバイバーズ・ギルト……………杉原 保史 (17)

——負い目による自己他者境界の不明瞭化——

〈新刊紹介〉

大河内了義著『異文化理解の原点』…須藤 訓任 (31)

西田良子著『宮沢賢治・

その独自性と同時代性』……………荒井とみよ (34)

平成七年度 修士・卒業論文題目一覧…………… (36)

彙 報…………… (66)

滅諦に関するゲルク派内

における異見……………白館 戒雲 (21)

『大般涅槃經』における比丘と

遺骨に関する儀礼……………Gregory Schopen (1)

——出家仏教に関する古くからの誤解——

平岡 聡記

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第七十五卷 第三号

方便ということ……………三桐 慈海

——慧均の二智義によって——

近代における陰陽師のゆくえ……………木場 明志

顕真実教の明証……………一染 真

大谷学会 春季公開講演会 講演要旨

親鸞における信仰主体の問題……………小野 蓮明

——法蔵菩薩の自証——

心身相関と間主観性……………木村 敏

彙報

”いのち“にかかわる大学生の

意識に関する研究……………瀬戸 進

大谷学報 第七十五卷 第四号

宗教への人間学的視座……………武田 武磨

論語「民可使由之不可使知之」章

解釈私攷……………若槻 俊秀

ゲーテの宗教的世界……………友田 孝興

光明子七七日写経をめぐる

一、二の問題……………宮崎 健司

平成七年度 大谷学会研究発表会 発表要旨

平成七年度 特別研修員研究発表要旨

彙報

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学・国際文化学、その他の学術研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行
二、「大谷大学研究年報」の発行
三、研究会及び公開講演会の開催
四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。
2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

- 一、会長
- 二、委員
- 三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。

2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第一〇条 会員の会費は年額金四千元とする。但し、学生会員は貳千元とする。

第一一条 1、本会の経費は会費をもってこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第一二条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第一三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

3、平成五年四月一日一部改正
〈大谷学会委員〉

- 荒井とみよ 安藤 文雄
- 一色 順心 木場 明志
- 佐賀枝夏文 須藤 訓任
- 延塚 知道 松村 尚子
- 村瀬 順子 R・F・ローズ

平成八年六月二十日発行

編集兼 大谷学会
発行者 小川 一 乘
発行所 大谷学会
〒六〇三 京都市北区小山上総町
大谷大学内
電話 (〇七五) 四二一八一五八(直)
振替 〇一〇四〇七一八三九三番
印刷者 西村七兵衛